

複合施設（仮称）のあり方に関する検討結果  
（答申）案

令和 6 年 ● 月

益城町公の施設のあり方検討委員会

---

— 目次 —

1	検討の対象とする施設.....	3
	(1) 本答申における「公の施設」の定義.....	3
	(2) 本答申において検討の対象とする施設.....	3
2	本委員会における検討の進め方.....	5
	(1) 公的関与の必要性及び単体又は複合化の検討.....	5
	(2) 効率的な管理運営方法の検討.....	5
3	答申.....	8
	(1) 答申.....	8
	(2) 附帯意見.....	8
4	委員会の審議を通じた所見.....	10

## 1 検討の対象とする施設

### (1) 本答申における「公の施設」の定義

本答申において、公の施設とは、「地方自治法第244条第1項に規定する住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設」と定義する。

○地方自治法 (公の施設) 抜粋 第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。 2~3 (略) (公の施設の設置、管理及び廃止) 抜粋 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 (略) 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定を使用するときには、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7~11 (略)
--

### (2) 本答申において検討の対象とする施設

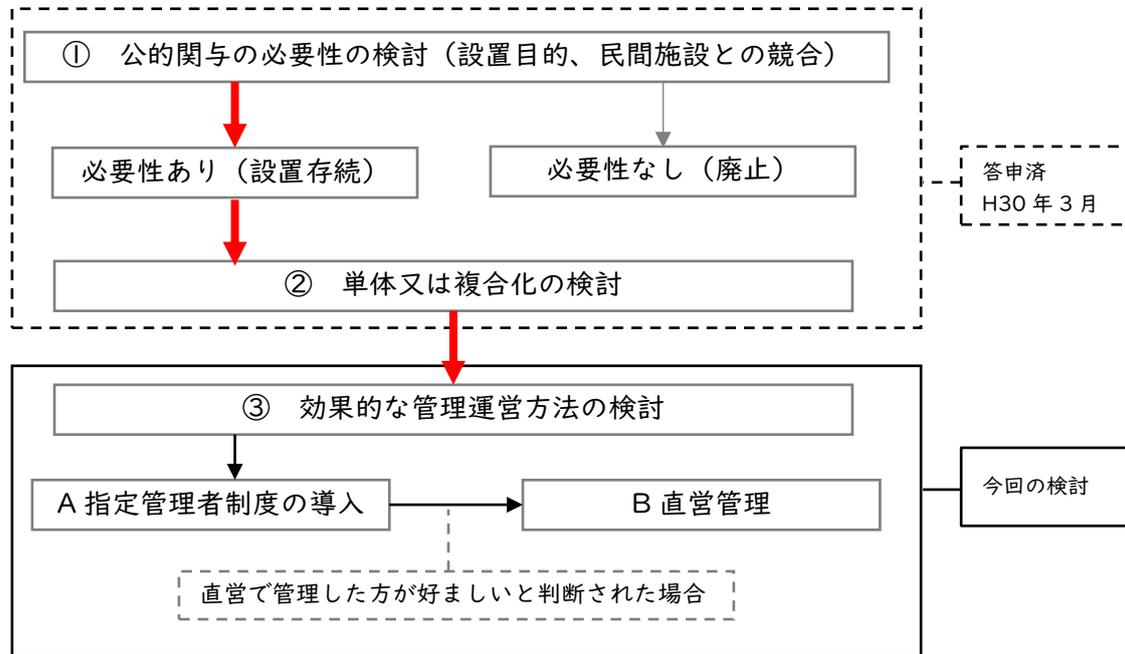
本答申においては、以下の公の施設を対象としている。

施設名	場所	構造・規模等	備考
複合施設 (仮称)	木山592	鉄骨造 平屋建 延面積 2,366.38 m <sup>2</sup> 敷地面積 11,511.34 m <sup>2</sup>	令和7年度(2025年度)供用開始

※複合化する施設の概要

<p>ア 益城町公民館</p> <p>(ア) 施設規模 延面積：1,197 m<sup>2</sup></p> <p>(イ) 主な設備 講堂、研修室、会議室、和室 等</p> <p>(ウ) 担う機能</p> <p>① 生きがいづくりや豊かな人生を送るための支援</p> <p>② 住民の多様な生涯学習ニーズへの対応 等</p>	
<p>イ 男女共同参画センター</p> <p>(ア) 施設規模 延面積：726 m<sup>2</sup></p> <p>(イ) 主な設備 相談室、託児室、料理実習室、軽運動室、講習室、和室 等</p> <p>(ウ) 担う機能</p> <p>① 男女共同参画社会を目指す意識づくり</p> <p>② 男女共同参画社会のための総合推進体制づくり</p> <p>③ 男女がともにいきいきと暮らすための環境づくり 等</p>	
<p>ウ 地域ふれあい交流館</p> <p>(ア) 施設規模 延面積：400 m<sup>2</sup></p> <p>(イ) 主な設備 プレイルーム、相談室、打合せスペース 等</p> <p>(ウ) 担う機能</p> <p>① 子の状況や家庭環境に合わせた、全ての子育て家庭の支援</p> <p>② 社会全体で子育てを応援する意識づくり</p> <p>③ 子育て家庭が支援サービスを効率的に利用できるための周知・啓発 等</p>	

## 2 本委員会における検討の進め方



### （1） 公的関与の必要性及び単体又は複合化の検討

平成30年（2018年）3月、本委員会から3施設は「公的関与の必要性がある（設置存続）」及び「複合化することが適当」と答申があり、複合施設（仮称）を設置することを決定。

### （2） 効率的な管理運営方法の検討

複合施設（仮称）の効率的かつ効果的、また、持続可能な管理運営方法を選定するため、「町直営による管理運営」「指定管理者による管理運営」について、それぞれのメリット・デメリット、財政面や地域の影響等を総合的に検討した。その検討結果は、次のとおりである。

(直営と指定管理者の比較)

ヒト	
直営	<p>① 新規に館長、事務職員、社会教育専門職及び管理人の配置が必要となる。</p> <p>② 新規の職員採用が可能でない状況下では、限られた人員の中から新たな職員配置を行うことは、組織全体にとって大きな負担となり得る。</p> <p>⇒ 新規に必要な職員配置が組織全体に大きな負担をもたらし、既存の職員に追加の業務負担を強いる可能性があるため、組織の効率性や生産性に影響を及ぼす可能性がある。</p>
指定管理	<p>① 必要な人員の配置や人材は、契約書・仕様書で明記した人事に関する項目を遵守のうえ、民間の視点から行われる。</p> <p>② この方式により、町職員の配置が不要となることで、町に対する人事的な負担は発生しない。</p> <p>⇒ 民間の視点からの人員配置と人事管理は、町の人事負担を軽減し、効率的な運営を可能にします。町は契約の遵守状況を監視・確認することで、管理の透明性と信頼性を保つことができます。</p>
モノ・コト	
直営	<p>① 町の施策に基づいて事業を実施することが可能</p> <p>② 住民との親近性により、地域の声やニーズを理解することは比較的容易</p> <p>③ 進めていく事業は行政の考え方の枠内での企画となるため、施設の稼働率や住民の利益については大きな変化は見込めないと考えられる。</p> <p>⇒ この状況は、現状の維持にとどまる可能性がある。</p>
指定管理	<p>① 行政と民間の間で事業の役割分担が可能となることで、町はより社会的課題に対する取り組みに専念できる。</p> <p>② 民間はその独自のノウハウを活かし、人々を引き寄せ繋げるためのシステム構築や各種イベント、文化教育プログラムの開催、さらには憩いと交流の場の創出などを通じて、地域住民の参加を促進し、住民の利便性を高めることが期待できる。</p> <p>⇒ 行政と民間の役割分担と連携により、社会的課題への取り組み、地域活性化、住民利便性の向上、効果的かつ効率的なサービス提供が可能となる。また、定期的なミーティングにより、運営の透明性と公共性を保ちつつ、町の政策や地域ニーズに基づいた運営方針の調整を行うことが可能となる。これらの一体的な取り組みは、地域全体の活力と利便性を高め、公共サービスの質を維持し、さらには向上させる可能性を秘めている。</p>

カネ	
直営	<p>① 町支出：管理運営経費</p> <p>② 町収入：使用料金</p> <p>⇒ 経費削減については常に検討を行っているが、それが飛躍的な改善に繋がるとは必ずしも言えない。一方で、地域の声やニーズに応じた新たな企画の展開により、収入の増加は期待できる。これらの企画は、地域住民の参加や関心を引きつけることで、より多くの収益を生み出す可能性があるが、このような取り組みを最も効果的に行うのは、民間の事業者であると考ええる。</p>
指定管理	<p>① 町支出：指定管理料</p> <p>② 町収入：なし（使用料金は指定管理者の収入）</p> <p>⇒ 民間事業者は自身の利益を追求する性質上、経費削減へのインセンティブが常に存在する。その結果、運営コストの効率化が図られ、これが指定管理料の軽減に繋がる可能性がある。つまり、民間の経済的な効率性と行政の公共性を組み合わせることにより、全体としての運営コストを削減し、公共サービスの提供を持続可能なものにすることが期待できる。</p>

（想定指定管理料）

複合施設（仮称）指定管理料の上限（基準価格）

※基準価格＝管理運営経費－使用料金の収入

想定管理運営経費（円）	想定使用料収入（円）	想定基準価格
44,289,661	2,702,450	41,587,211

### 3 答申

以上の検討結果を踏まえ、当検討委員会としては、複合施設（仮称）のあり方について、次のとおり答申する。なお、答申にあたっては、附帯意見を併せて記す。

#### （1） 答申

組織の効率性や生産性、地域全体の活力と利便性の向上及び運営コストの削減による公共サービスの持続的な提供の観点から、指定管理者による管理運営が有効な手段であると判断する。

#### （2） 附帯意見

##### 1）社会教育の専門職配置と役割分担の明確化

複合施設（仮称）で展開する事業の中には、行政が対応すべき社会課題を扱うものが含まれ、また、社会教育に関わる要素が多く含まれる。そのため、行政と指定管理者双方ともに社会教育の専門職として有資格者を配置することが重要である。さらに、全ての事業を指定管理者に委ねるのではなく、それぞれの役割を明確に定義し、実行に移すことが必要である。

##### 2）民間企業のデメリットへの対策とその契約内容への反映

民間企業の専門知識を活用することは重要だが、同時に「利益追求の優先による不適切な管理運営」などのデメリットも生じる可能性がある。これらのデメリットについては、当委員会で提示した対策を詳細に検討し、業者の選定方法や契約内容に反映させることが必要である。これにより、リスクの軽減を図ることができる。

##### 3）指定管理者公募時の選定委員会体制強化と専門家の参画

指定管理者が提案する具体的な運営計画が、地域のニーズに適切に 대응するものであることを確認するためには、施設の運営に必要な専門性を持つ人材の存在や、その人材が適切に選ばれることを確認することが重要であり、また、指定管理者が提案する計画の具体性や実行可能性を評価することも重要である。そのため、指定管理者公募時の選定委員会に専門家を参画させるなどの措置を施し、選定委員会の体制強化を図ることが必要である。

#### 4) 地域ニーズと文化を反映した指定管理者の選定基準の見直し

多くの住民やイベント企画者が利用しやすい環境を構築するためには、適切な指定管理者を選出する必要がある。従来の選定基準（必要な資格の有無や他自治体実績など）だけでは地域の微細なニーズや独特の文化を理解するといった複合施設（仮称）に必要な要素を見落とす可能性があるため、地域に深く根差すことができる戦略の評価、主要事業との緻密な関連性、そして地域への理解などを考慮した選定基準を設けることが必要である。

#### 5) 情報伝達の多様化と地域交流の強化による複合施設利用促進

複合施設（仮称）の利用者を増やすためには、施設の存在や利用方法を住民に適切に伝えることが重要である。ただし、単に情報を発信するだけではなく、住民が情報を理解し、それを行動に移すための支援が必要であり、そのためには、地域の交流を活発にし、人と人とのつながりを深めることも重要となる。その結果、口コミによる情報伝達が活発化し、施設の利用者増に寄与することが考えられる。また、施設の存在や利用方法を知らない者に対して、情報を伝えるための新たな方法を考えることも必要である。そのため、情報伝達の方法を多様化し、各住民ニーズに合わせた情報提供を行うことが必要である。

#### 6) 指定管理者制度導入後の効果検証とその重要性

指定管理者制度の導入は、経費削減や効率的な運営を目指すものであるが、具体的にどのような効果が発揮されているのかについては、まだ明確な理解が得られていない。指定管理者制度の導入により、経費削減や利用者増加による収入増が見込まれる一方で、その具体的な効果やメリットが明確でない場合、制度の信頼性や適切性に疑問が生じる可能性がある。

今回、指定管理者制度を導入することにより、どのような結果が得られるのかを明らかにするため、指定期間満了後に評価するための具体的なデータを残すことが重要である。これにより、今後の運営改善につなげることができる。そのためには、指定管理後の運営状況について詳細な検証を行い、具体的な効果やメリットを明確にすることが必要である。

#### 7) 危機管理体制の明記

複合施設（仮称）は、町の指定避難所としての役割を果たす予定であり、その運営には危機管理に精通した人材の確保が不可欠であると考え。そのため、指定管理者の公募条件には、危機管理に関する知識や経験、初動体制の具体的な提案を明記することが重要であると考え。また、契約内容にも行政と指定管理者との間で明確な合意を形成し、施設の安全性と機能性を確保することが必要である。

#### 4 委員会の審議を通じた所見

複合施設（仮称）に係る審議を通じて、以下の点について本委員会として所見を述べる。

- 複合施設（仮称）の利用促進に向けた環境整備と予約システムの改善  
複合施設の利用増加に向け、町内外問わず利用しやすい環境の整備が必要とされている。公民館や他の施設の利用者が固定化している一因として、予約システムの複雑さが挙げられている。しかし、これはあくまで一因であり、予約システムの改善だけではなく、施設のアクセシビリティの向上や利用者サポートの強化など、全体的な環境整備も重要である。予約システムの改善と利用環境の整備が進むことで、利用者数の増加と施設の稼働率向上が期待できる。
- 地域交流の活性化に向けた情報伝達の多様化  
地域交流の活性化に向け、情報伝達の多様化が重要とされている。地域の交流が活発化し、人と人とのつながりが深まることで、口コミによる情報伝達が活発化する可能性がある。そのため、情報伝達の方法を多様化し、各住民のニーズに応じた情報提供が行われることが望ましい。情報伝達の多様化により、地域全体の活性化に寄与する可能性がある。

これらの点について、引き続き詳細な検討と改善が進められることを期待する。